

新潟・延命寺遺跡

えんめいじ

- 1 所在地 新潟県上越市大字下野田字延命寺
- 2 調査期間 二〇〇六年(平18) 四月～十一月、二〇〇七年五月～一〇月
- 3 発掘機関 (財)新潟県埋蔵文化財調査事業団
- 4 調査担当者 山崎忠良
- 5 遺跡の種類 集落跡・官衙関連遺跡
- 6 遺跡の年代 古墳時代前期～中期・飛鳥時代・奈良時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(高田東部)

延命寺遺跡は高田平野のほぼ中央、飯田川左岸の沖積地に立地し、標高は約九・一～九・八mを測る。遺跡内は南東から北西方向に舌状に微高地が形成され、主要な遺構はこの上に位置する。八世紀前葉前後の遺構には、掘立柱建物・溝・畑跡・水田跡・土坑などがある。木簡は、P六一〇から一

点、SD一〇六五・SE一四〇七から各二点、SD一七〇〇・SK一六九八から各七点、包含層から二点、計二二点が出土した。

P六一〇は、長さ〇・七一m幅〇・六三三m深さ〇・二三三mの土坑で、木簡の他に大量の自然木が出土した。SD一〇六五は、八世紀前半の掘立柱建物の周りをめぐり、長さ一五m幅四m深さ〇・四mの溝。SE一四〇七は、長さ一・二三三m幅一・一一一m深さ〇・七mの井戸で、木簡の他に多数の木製品が出土した。溝SD一七〇〇(長さ一八・六m幅五・五m深さ〇・一五m)土坑SK一六九八(長さ四・四六m幅三・五二m深さ〇・五一m)は、ともに八世紀前半の掘立柱建物の周辺に位置し、木簡の他に土器・木製品が出土した。

8 木簡の釈文・内容

P六一〇

(1) □五

44×20×4.061

SD一〇六五

(2) □部麻カ

51×19×4.061

(3) ・「廿日□□百長□□」

・「□□□□」

(254)×(10)×4.081

SE一四〇七

(4) 道智僧稻在所野田村船木直麻呂所四百斤 大藏×

×
(395)×(27)×5 081

(5) [] [] [] [] 091

SD一七〇〇

(6) × 五日壬子 水平吉 ×

× 七日甲寅 帰忌 × (118)×(22)×3 081

(7) 使大知口仲

四 東 (96)×(17)×5 081

(8) × (55)×(11)×3 081

(9) 等 国 091

(10) 091

(11) 091

(12) × (92)×(11)×5 051

SK一六九八

(13) × × ×

43×21×3 061

(14) 沓 40×20×3 061

(15) 越 力 49×25×3 061

諸 司 力

(16) 服 力 阿 祢 × (81)×(18)×3 081

(17) (64)×(9)×(2) 081

(18) 取 力 (18)×(12)×1 091

(19) × (61)×(12)×3 081

包含層

(20) 天平八年三月廿二日 × (101)×22×6 081

(21)

「物部郷□□里戸主物マ多理丸□」

「物マ鳥丸野田村奈良田三段又中家田六×
□人伊神郷人酒君大嶋田直米二石一斗」
〔有力〕

田沽人多理丸戸人 物マ比呂 天平七年三月廿一日相知田領神田君万□」

486×49×6 011

(1)(2)は琴柱に転用された木簡で、二点は同一の木材と思われる。表面の調整もよく残る。墨痕の残りも良好だが、転用時に切断され、判読できない部分がある。(3)は三片が接続する。左辺と上端は原形をとどめる。

(4)は左上端部を隅丸に加工する。右上端部が垂直になっており、下に行くほど文字の右側が欠失することから、右辺は縦に割られていると考えられる。下端も欠損する。「道智」は『温泉寺縁起』に奈良時代の人物として登場する。「野田村」は、遺跡周辺の大字上野田・下野田にその名が残っている。船木氏は伊勢や畿内、能登では確認できるが、越後・佐渡関係の史料では初見である。「大蔵」も氏族名と解される。「稲在所」とあるので、「四百斤」は稲の量。本木簡は稲の運搬などに関わるものと考えられる。

(5)は削屑で、上端部は木簡の原形を保っている可能性がある。文字はすべて右半分が削られ、判読できない。(6)は具注暦の断片。上下両端ともに折られている。左右両辺は二次的整形に伴う調整痕を残す。日付と干支、出土土器の年代などから天平八年八月の具注暦

とわかる。(7)は右辺は割り、下端は切断。裏面の「四」と「束」の間には刃物で抉られた痕跡があり、わずかに墨痕が残る。(8)の上端は丸みがあり、元の形状を残す。下端は折損、左右両辺は割られたままである。(9)は墨痕が比較的明瞭で、一文字目の上に空白部分がある。(12)は下端を二次的に尖らせている。(13)~(15)は、木目などからみて、本来は同一の木簡であったが、切断されて三点の琴柱に転用されたものである。(16)は、左辺が下端に向かって幅を狭めることから、荷札や付札の断片と考えられる。表面には調整痕が残る。(19)は、上端は整形され、下端は切断、左右両辺は割られたか、整形されたか判然としない。転用により小木片となったものである。(20)の上端は円頭状で損傷はなく、下端は切断されている。左辺は原形を保つが、右辺は整形した痕跡が確認できない。墨痕の残りは比較的よい。天平八年は七三六年。遺構の年代を決定する資料の一つである。

(21)は下端部右隅が一部損傷するが、ほぼ完形である。「物部郷」は『和名抄』越後国頸城郡に見え、現在の上越市清里区大字武士(モノノフ隅)一帯に比定される。大字武士に近い大字南田中には

式内社物部神社が鎮座する。「野田村」は遺跡周辺の大字上野田・下野田に残る。「奈良田」「中家田」は田地の名称だが、詳細は不明である。「伊神郷」は、郡名が記載されないことから、物部郷と同じ頸城郡に属すると推定される。『和名抄』では頸城郡に伊神郷は見えないが、あるいは五十公（イキミ）郷にあたるか。記載の伊神郷と表音の類似性が指摘できる。なお、『延喜兵部式』には北陸道越後国の「伊神駅」が見えるが、その所在地は弥彦神社（蒲原郡にあたる）付近に比定されており、頸城郡から離れている。「田沾人」は、田を沾（＝売）る人の意。「相知」は売券文書に散見する。

「田領」は田地に関することを管掌する郡雑任である。以上のことから本木簡は土地の賃租に関する文書本簡であることが分かる。

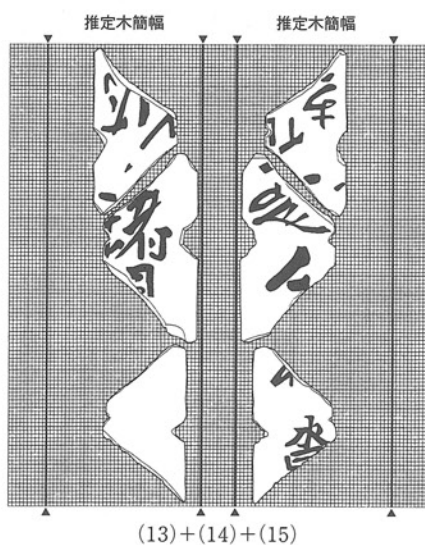
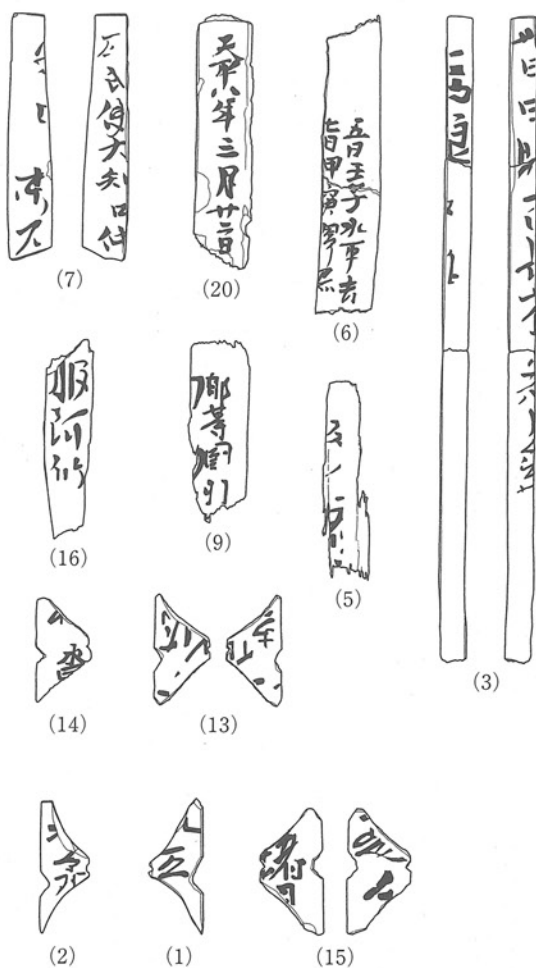
なお、本簡の釈読にあたっては、浅野啓介・加藤友康・木下良・小林昌二・栄原永遠男・柴田博子・館野和己・東野治之・馬場基・山本崇・渡辺晃宏の各氏のご教示を得た。

9 関係文献

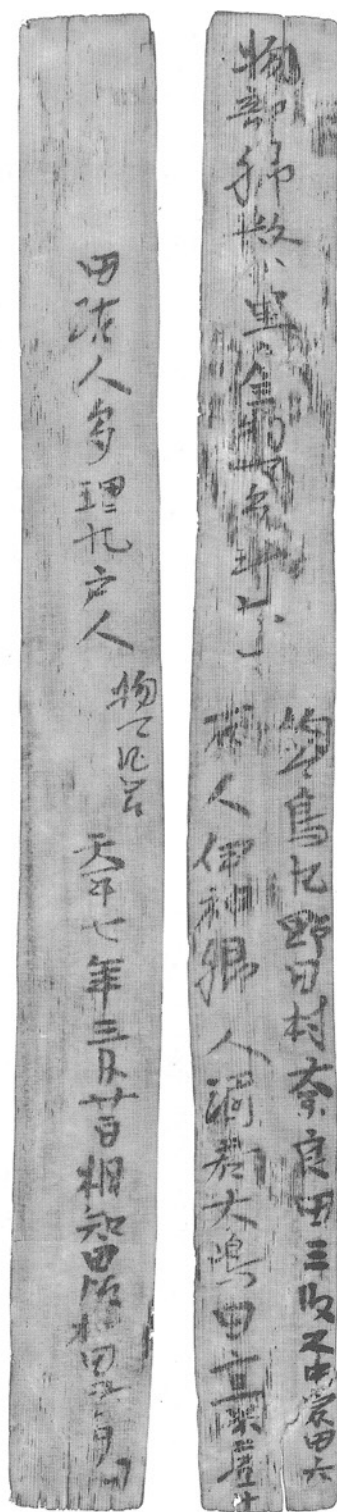
（財）新潟県埋蔵文化財調査事業団『延命寺遺跡』（新潟県埋蔵文化財調査報告書二〇一、二〇〇八年）

（山崎忠良・田中一穂）





(13)+(14)+(15)



(21) 赤外